

個人番号の誤登録に起因した第三者による要配慮個人情報の閲覧事案の発生について

野證健周知第 675 号

令和 5 年 11 月 30 日

野村証券健康保険組合

理事長 吉田 俊哉

この度、個人番号の誤登録に起因し、要配慮個人情報が第三者に閲覧された事案が発生したことが判明いたしましたので、その概要等について、以下の通り公表いたします。

1. 概要

- 2017 年 2 月、当健康保険組合は、事業主より該当者（被扶養者（未成年））の個人番号を受領し、同年 7 月、該当者の個人番号を中間サーバー※に登録いたしました。
- 2023 年 5 月、中間サーバーに追加された個人番号の誤登録チェック機能により該当者の個人番号が誤って登録された疑いがある旨の通知を受け確認を行ったところ、該当者の個人番号が誤って登録されていたことが判明しました。
- 2023 年 10 月、社会保険診療報酬支払基金からの連絡により、該当者の「医療費通知情報」が第三者（該当者のご家族）に閲覧されたことが判明しました。

※マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムと情報連携を行うための医療保険者等向け中間サーバー等を言います。

2. 対応状況

- ・誤って登録した個人番号については、2023 年 5 月の判明後、直ちに訂正いたしました。
- ・該当者が未成年であるため、該当者にかかる被保険者に電話にて状況をご説明し、謝罪いたしました。
- ・本件については、法令等に従い、関東信越厚生局及び個人情報保護委員会へ報告を行っております。

3. 今後の対応

- ・正確な個人番号の提供を事業主に要請するとともに、当健康保険組合における個人番号の登録時の法令等に則った対応の徹底を行います。

以上